荒尾市告示第１５２号

公示送達について

地方税法第２０条の規定により送達すべき次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるから、同法第２０条の２の規定により、その送達に代えて公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　８年　９月　１日

荒尾市長　浅田　敏彦

１　送達すべき書類

令和８年度　荒尾市　軽自動車税　全期　督促状

２　送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所及び氏名又は名称は次のとおり

氏名又は名称	住所、居所、事務所又は事業所
大川　幸代	[redacted]